

福岡県公報

平成二十五年五月十四日
第三千四百九十五号
増刊
①

目次

告示 (第七百九十二号)

○福岡県農林漁業災害対策資金融通措置要綱の一部を改正する告示

(団体指導課) …………… 一

人事委員会

○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課) …………… 一

○公平委員会の事務の委託を受けている町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課) …………… 二

告示

○福岡県農林漁業災害対策資金融通措置要綱の一部を改正する告示を次のように定める

平成二十五年五月十四日

福岡県知事 小川 洋

福岡県告示第七百九十二号

福岡県農林漁業災害対策資金融通措置要綱の一部を改正する告示

福岡県農林漁業災害対策資金融通措置要綱(平成二十三年五月福岡県告示第八百号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

人事委員会

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。
平成二十五年五月十四日

福岡県人事委員会委員長 養田 孝行

福岡県人事委員会規則第十四号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年福岡県人事委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一の本庁の表知事部局の項を次のように改める。

知事部局	土木審議監 部長 会計管理者 会計管理局长 理事 技監 局长 秘書室長 次長 技術次長 副理事 職務改善調査監 水資源対策 長 医監 食の安全総合調整監 課長 室長 副課長 副室長 参 事 監察監 企画監 企画広報監 地域企画監 情報企画監 産業 企画監 健康管理監 県政情報監 防災危機管理専門監 監査指導 監 建設監理監 課長補佐 室長補佐 監察員 秘書室の参事補佐 、係長、事務主査及び各係の上席の主任主事又は主事 人事課の参 事補佐、企画主幹、企画主査、事務主査、主任主事及び主事 財政 課の予算担当の企画主幹及び企画主査 財産活用課の管理第一係長 総務事務センターの人事、服務又は公務災害補償担当の企画主幹又 は企画主査 総合政策課の総務係長 情報政策課の人事又は服務担 当の企画主幹又は企画主査 調査統計課の人事又は服務担当の企画 主幹又は企画主査 社会活動推進課の総務係長 県民文化スポーツ 課の人事又は服務担当の企画主幹又は企画主査 保健医療介護総務 課の総務係長 福祉総務課の総務係長 環境政策課の総務係長 監 視指導課の人事又は服務担当の企画主幹又は企画主査 商工政策課 の総務係長 農林水産政策課の総務係長 県土整備総務課の総務係 長 建築都市総務課の総務係長
------	--

附則

この規則は、公布の日から施行する。

公平委員会の事務の委託を受けている町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十五年五月十四日

福岡県人事委員会委員長 簗 田 孝 行

福岡県人事委員会規則第十五号

公平委員会の事務の委託を受けている町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務の委託を受けている町の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年福岡県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表の小竹町の表本庁の項中「庶務係長」を「人事係長」に改める。
別表の鞍手町の表中

出先機関			
中 学 校	小 学 校	介 護 老 人 保 健 施 設	病 院
校 長 副 校 長 教 頭	校 長 副 校 長 教 頭	施 設 長 事 務 長	院 長 副 院 長 護 師 長 事 務 局 長 総 看

を

出先機関	
中 学 校	小 学 校
校 長 副 校 長 教 頭	校 長 副 校 長 教 頭

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。